

## 平成 30 年度 第 1 回新潟市消費生活審議会

日時： 平成30年7月26日（木）午後1:30～3:32

会場： 新潟市消費生活センター研修室

（事務局：日根課長）

それでは定刻になりましたので、ただ今から平成 30 年度第 1 回消費生活審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます市民生活課長の日根と申します。よろしくお願いたします。

最初に、市民生活部長の野島よりあいさつを申し上げます。

（事務局：野島部長）

市民生活部長の野島でございます。本日は大変お忙しい中、そしてお暑い中、この審議会にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

本日の会議ですけれども、現在の新潟市消費生活推進計画、消費者教育推進計画が、本年度末を持ちまして計画期間が終了しますことから、この計画の二次改定について諮問をさせていただき、ご審議をお願いしたいと考えております。この計画につきましては、本年 1 月に開催しました前回の審議会での新しい計画づくりの視点、これは計画の骨子であるとかの事務局案でございますが、これをお示ししてございましたので、こちらに基づいて事務局から新しい改定の計画の素案について、事前にお送りさせていただきました。この二次改定の考え方や、それから二次改定の計画の中身につきまして、本日もご審議いただき、ご意見を頂戴いたしたいと考えております。

最近の相談状況などからは、依然として架空請求のハガキが大量に送りつけられるなど、市民生活を脅かす様々な問題が発生しております。そして消費生活相談件数も増加傾向にございます。とりわけ、高齢者が被害に遭われるケースが減らないという状況が続いております。

加えまして、成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる改正民法が成立し、2022 年から施行となりますので、このことにつきましても、どのような影響が出てくるか、しっかりと注視し、後出にならないように取り組んでいく必要があるものと考えております。

このような状況の中、消費者庁は消費者契約法を改正したほか、引き続き消費者教育の推進や高齢者の見守りネットワークの設置に力を注ぐと聞いております。本市といたしましても、市民の安全安心な暮らしをサポートするために必要な施策に取り組んでまいりますので、引き続き、委員の皆さま方からご指導とご助言を賜りますようお願い申し上げます。

これで、私からの開会のごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

(事務局：日根課長)

続きまして、昨年7月に委員の皆さまの選任手続きをさせていただきましたが、その後新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、ここで新しい委員の皆さまをご紹介します。

新潟日報社編集局次長の廣瀬俊之様です。

(廣瀬委員)

どうも初めまして。新潟日報社編集局次長の廣瀬と申します。この3月まで長岡の報道部長をしておりまして、4月に新潟に戻ってきて、編集局次長ということで、今回から出席させていただくことになります。よろしくお願いいたします。

(事務局：日根課長)

ありがとうございました。

本日の会議は欠席されておりますが、新潟市立光晴中学校校長の逸見東子（へんみもとこ）様がいらっしゃいます。また、5月末日をもって公募委員の横山かほる様が都合により辞任されました。後任の委員を募集したところですが、応募者がありませんでしたので、欠員となりましたことをご報告させていただきます。

ここで、本日の会議についてですが、委員13名中10名の方からご出席をいただきましたので、規則により会議が成立していることをご報告申し上げますとともに、本日の会議は公開とし、併せて会議録作成のため録音と撮影をさせていただきますのでご了承ください。

今まで副委員長職を務めていただきました佐藤靖子委員が都合により辞任されましたので、副委員長が空席となりました。

それでは、議事の進行を澤田委員長にお願いし、副委員長の選任をお願いいたします。

(澤田委員長)

初めまして。本日は大変お暑いところ御苦勞様でございます。長岡がもう35度で、ここは34度だかになったそうです。ここは快適ですけどね。

それでは、お手元の次第に従って、議事を進めます。どうぞご協力をお願いします。

最初に、議事(1)「副委員長の選任」でございます。今、ご紹介ありましたように、副委員長の選任は、前任の佐藤靖子さんが退任されたということに伴いますものです。それで、資料1をご覧ください。その資料1に「新潟市消費生活審議会規則」がございます。その第4条第1項を見ますと、「委員会には委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める」とされております。この規定によりまして、互選で副委員長を決めると、この規定によればそうなっておりますが、皆さん、いかがいたしましょうか。もしご意見がなければ、事務局案があれば、おっしゃっていただけますか。

(事務局・小柳所長)

よろしいでしょうか。事務局といたしましては、協議の重要な課題になろうかと思っておりますので、本日欠席されておりますけれども、前任の佐藤委員同様に教育現場におられる逸見東子委員に副委員長をお願いしたいと考えておりますが、よろしく願いいたします。

(澤田委員長)

ただ今、事務局案として、逸見東子さんに副委員長をお願いしたらどうかという案が示されたわけですが、今日ご欠席ですけれども、前任の佐藤さんも欠席のところ選任させていただいたというわけございまして、前例がないわけではありませんが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(澤田委員長)

それでは、異議なしということで逸見東子委員に副委員長をお願いしたいと思います。本日ご欠席ですので、事務局から正式に副委員長に選任されたことの連絡をよろしく願います。

次に、議事(2)になります。「消費者行政における最近の国の動向について」の報告でございますが、議事進行の都合上、議事(2)から議事(4)の「推進計画で設定した目標の達成について」を一括して、事務局からご報告を受けまして、その後一括して委員の皆さまから質問・ご意見を伺うことにしたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、事務局からご報告願います。

(事務局：小柳所長)

それでは事務局から説明をさせていただきます。着座で説明させていただきます。よろしく願いいたします。

資料は、「資料2」ということで、「平成29年度 消費者政策の実施の状況」と書いてございます。これは、『消費者白書』と呼ばれるものでございまして、消費者庁が国会に報告した文書の概要版になります。本日、私からは、消費生活に関わる特徴的なものだけをかいつまんでご説明をさせていただきたいと思っております。ページは、5ページをお開きいただけますでしょうか。この図表1-1-3-1というのが、1984年からの全国からの相談件数の推移ということで、赤い棒グラフになっております。2004年をピークにしまして右肩下がりに2012年まで下がってきたところでございますが、2013年(平成25年)あたりからまた少しずつ上がり始めています。昨年を見ますと、91万1,000件、中でも架空請求に関する相談というのが特別に記載されておりますが、15万9,000件ということで、上の囲みのところにも書いてございますが、消費生活相談は91万1,000件と依然と

して高い水準にあるということでございます。架空請求のハガキにつきましては、中にも出てきますので、後ほど説明をさせていただきます。

次の6ページでございます。表が特徴的な表になっておりますが、上の下段の一番左側、こちらは、上のほうに向かって件数。それから、このグラフの幅が金額ということになります。そんなふうに見ていただければと思うのですが、相談件数の多いものは一番左側の「通信サービス」及び「商品一般」ということでございます。金額の多いものは中ほどにあります「土地・建物・設備」「工事・建築・加工」で、これは一般の消費生活の中で考えてもらおうと、こちらの方が金額が高くなるので納得行く数字かなと思います。

さらに1ページ捲っていただきまして、I-1-3-6、これは性別・年齢層別の商品・サービスの内訳でございます。どの年代でも青色の部分、「通信サービス」というのが、かなり多く目立っているかと思えます。さらに右側、女性の部分を見ますと、「商品一般」、黄色の線のところでございますが、50代以降に表れてくるような形になっていきます。これも、後ほど説明をさせていただきます。

それから、次の8ページでございます。こちらは若者の相談内容の概要を示したものになります。

次の9ページは、高齢者の年代別比較になっています。

さらに、10ページでございます。インターネット通販に関する相談の割合ということで、これを見ますと65歳未満と65歳以上と分けておりますが、真ん中ほど、電話勧誘とインターネットというのがございますけれども、インターネットに関わる個人売買が年々多くなってきておりまして、2013年と2017年の比較ということで、2017年の全体を見ますと、青色の店舗購入が25.2%ですが、真ん中の青チェックと言いますか、こちらのインターネット通販が26.0%と、いわゆる店舗販売を超えているということが分かるかと思えます。

さらに、11ページでございます。こちらが、先ほどからお話させてもらった、法務省等をかたる架空請求のハガキに関する相談が急増ということで、先ほど阿部委員からも、「私にも送られてきました」というので、現物をいただきました。実は、今日お配りさせていただいた資料の中に、架空請求対策パッケージということで、資料が入っているかと思うのですが、こちらは消費者政策会議という消費者基本法に基づく内閣総理大臣を会長とする政策会議が本年の7月22日に開催されたときの資料です。政府としては、架空請求の相談件数の急増を喫緊の課題と捉えているということでございます。その架空請求の対策パッケージということで、その被害を3つのプロセスに分けてございます。

資料は、裏側を見てもらおうと、(1)から(3)まであるかと思えます。(1)が架空請求の事業者から消費者と接触している。要は、ハガキ等々が送られている何かを見ているということで、その接触を絶つということ。それから、消費者から架空請求事業者への連絡している。要は、書いてある電話番号とか、メールだったらメールに対して、そこに記載されている電話番号に連絡をすることを絶つということ。それから、消費者から架空請求事業者への支払いですね。この支払いが行われないように、それも絶つ。この3つのプ

ロセスで防止をしていきたいというのが、ここに書かれているパッケージの内容だそうでございます。具体的な中身については、このところに記載されている通りでございます。流れは表側に書いてあります。今、阿部さんにも送られたいわゆる「架空請求ハガキ」、それから、私も持っていますけど、携帯電話に送られてくるショートメールメッセージ、SMSといわれるやつです。こういったのが代表的な架空請求なのですが、そういったものに対応するというので、国も対策を考えているということでございます。

ここまでが、今お話をさせてもらった 11 ページの補足説明です。確かにこのグラフを見ますと、16 年から 17 年、急に件数が大きくなっています。私どものセンターもそうですが、全国的に、非常に増えているというのがお分かりいただけるかと思います。

以下、12 ページから 16 ページまでは、消費者を取り巻く社会情勢や消費者の意識行動についての報告がまとめられております。さらに、19 ページから 37 ページ。この年は非常にページ数を割いて、子どもの事故とか、その取り組みということを消費者庁が大きく取り上げて国会に報告されているようでございます。

また、38 ページをご覧くださいと、消費者庁が行った主な消費者政策などがまとめられています。本日は時間の関係もございまして、説明は少し割愛をさせていただきたいと思っております。議事次第の「資料 2」の報告については以上でございます。

続きまして、「資料 3」ですが、こちらは、新潟市の消費生活センターが行った事業結果ということで、いつも配らせてもらっております、私ども「消費生活センター概要」でございます。こちら、少しかいつまんでお話をさせていただきたいと思っております。

13 ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは、平成 25 年からになります、センターが取り扱った相談件数を記載させていただきました。4,000 件ぐらいで推移していたのですが、昨年 4,304 件ということで少し増えた形になっております。28 年度は少し減ったのですが、これは国・県も統計上、28 年は少し落ちているという実態がございまして。なお、先ほども少し国のお話をさせてもらった高齢者、しかも女性向けということで、いわゆる「架空請求ハガキ」は、私どもも相談を非常に多く受けているところでございます。

1 枚捲っていただいて、14、15 ページになります。こちらは、年代別の件数を記載させていただいております。60 代、70 代、この辺が非常に多くなっているというのがお分かりいただけるか「と思っております。

それから、私どものこの統計の取り方といたしまして、相談者が誰かということも含めて、契約者が誰かということで統計を取らせてもらっておりますので、相談は本人だけではなくて、お子さんとか、その他団体とか、地域包括支援センターとか民生委員さんとか、いろいろな方から相談を受けておりますので、誰がその契約者になっているかというところで、私どもの統計として年代別の統計を出させてもらっております。

1 枚捲っていただきまして、16 ページです。16 ページから 19 ページまでになりますが、こちらは、相談内容の件数となっております。17 ページを見ていただくと、真ん中のところの相談の内容としましては、販売方法とか、契約・解約に関する相談が多いということになります。

さらに、もう1枚捲っていただいて、20ページになります。こちらは、どんな相談なのかということで、相談内容になりますが、「商品一般」、それから、「放送・コンテンツ等」が非常に多くなってございます。右の、「主な相談内容」というところに少し書かせていただいておりますが、「商品一般」というのは、やはり架空請求のハガキが非常に多くなっておりまして、それから、「放送・コンテンツ等」というのは、アダルトサイトの閲覧とか、あとは出会い系サイトとかギャンブルとか、そういったネット絡みのものが非常に多くなっております。

さらに22ページ以降が、年代別にどんな相談が多いのだろうということを示してございまして、24ページを見ますと、70代のところ、60代以降に1番に「商品一般」というのが出てきます。28年度に比べると、これが逆転したというところでございます。

次の25ページは、月別にどんな相談が多かったのかというのをまとめてございます。

さらに、次のページの26ページ以降は、いわゆる特商法に関連した内容を記載してございます。27ページの表を見ていただくと、新潟の場合もやはり通信販売が、下から2番目になりますが、店舗購入を上回っているという状況になっております。

さらに、2枚ほど捲っていただきまして、31ページの(5)となりますが、多重債務に関する相談を記載しております。平成29年度253件の多重債務相談を受けておりまして、そのうちの149人は面談による相談です。面談した上で、必要に応じて債務整理とか、弁護士会さん等々を紹介しながら相談のため同行しているということになります。

さらに、1枚捲っていただいて、32、33ページは多重債務の内容を集計したものでございます。33ページの一番右側の色を付けたところですが、その上に、「庁内の紹介」で99件となっています。先ほど話をさせていただいた253件のうちの約半分近くが庁内からの紹介となっております。これは私どもが連携を取りながら、庁内からの相談を受け付けている結果と思っております。

なお、34ページ以降は、実際に私どもが活動している活動先ということで消費者啓発及び情報提供という具体的な内容を記載させていただきました。参考にさせていただければと思います。以上で、資料3の説明は終わらせていただきます。

続きまして、参考資料は横になり、少し見にくいかもしれません。「資料4」と「参考資料1」ということになります。先に、参考資料1を説明させていただきます。平成26年度に、委員の皆さまから審議いただいて策定した一次改定計画。計画期間が27年から30年度、今年度までですが、これの計画に基づく進捗状況を審議会に報告するという事になっておりますので、29年度に実施済みの事業、さらに、30年度実施予定の事業について、それぞれ事業を担当する課に照会して整理したものが参考資料の1でございます。

参考資料を見ていただきまして、1ページ目の左から4列目になりますが、下から2番目に消費生活センターがございまして、こちらを見ていただいて、消費生活センターの1番目ですか。事業名で下から5番目になりますが、独行人国民生活センターの原因究明テスト要請ということですが、私どもは商品テストの部門を持っておりませんので、要望があった場合は、国民生活センターにお願いするという形です。当該年度は、該当するもの

がありませんでしたということで記載されております。以下、先ほど申しましたそれぞれの事業に対する事業内容を 29 年度、30 年度で確認をさせていただいたものでございますので、それぞれ参考にしていただければと思うのですが、今日は時間の関係で詳細の説明は割愛をさせていただきます。

それから、同様に「資料 4」新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画になりますが、23 ページに「第 5 章 重要な取り組み目標」ということで、取組 1、2、3 と、それから、目標を掲げてございます。こちらは次の二次改定計画の素案を説明する際に改めて説明をさせていただきたいと思っておりますので、ここでは割愛をさせていただき、後ほど説明をさせていただきます。私からは以上でございます。

(澤田委員長)

どうもありがとうございました。ただ今ご報告いただきました議事の(2)から(4)までについて、一括して今ご説明いただきましたが、ご質問、ご意見も一括してお伺いしたいと思います。何か質問、あるいはご意見はございませんでしょうか。

質問ではないのですが、資料 2 の 7 ページを見ると、年代別の「商品・サービス」ということですが、10 代はやはり、実際、今一番少ないわけですが、10 歳代はほかの年代に比べて少ないわけですが、その後民法がもう改正されています。あとは施行を待つだけで、18 歳から成人になりますので、10 歳代がぐーっと増える可能性がありますね。それこそ悪徳業者が狙うのは、自分で契約を結べることになったときです。しかも、18 歳というと、まだ高校生で、高校を卒業した辺りが狙われると、そういった感じがします。今後、そのことも念頭において検討しなければいけないなと思います。

何かございませんでしょうか。

(伊藤静子委員)

参考資料 1 で、上から 2 番目の食肉衛生検査所。これは、30 年度は事業廃止予定になっていますけど、理由は何ですか。

(事務局・小柳所長)

私どもで理由について、詳細は把握していないのですが、すみません。少し確認を取らせてもらってもよろしいでしょうか。

(澤田委員長)

今のご回答はもう少しお待ちください。他にございませんでしょうか。ございませんようでしたら、次に移りたいと思います。

次に、「新潟消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の改定についてでございます。事務局からご発言はありますか。

(事務局・小柳所長)

ただ今、委員長から議題としていただきました「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の改定につきまして、ここで審議会に諮問をさせていただきたいと思えます。部長から委員長へ諮問書を手渡しさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

(事務局・野島部長)

新潟市消費生活審議会委員長 澤田克己様、新潟市長 篠田昭。「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の二次改定について(諮問)。下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

(澤田委員長)

今、諮問書を見させていただきました。この一番下を見ると、答申希望時期が平成 31 年 1 月末までがご希望でございます。来年 1 月末までに答申を出しますと、一応目安でということでございます。どんどん進めていきたいと思えます。

では、改めて議事の(5)「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画の改定について」のうち、まず「①二次改定の考え方について」、事務局からご説明願います。

(事務局・小柳所長)

まず、配付させていただいた「資料 5-1」につきまして説明させていただきます。着座のまま説明をさせていただきます。

先に、事前に資料を送らせていただいた際にご意見をいただきたいポイントということで記載させていただいたとおりでございまして、資料 5-1、5-2 については、前回の平成 29 年度の第 2 回の審議会でお示しをさせていただいた「新・計画づくりの視点(計画の骨子・事務局案)」ということで、それらに基づいて作らせていただいたものでございます。

それでは、先ほどお話ししました資料 5-1 について説明をさせていただきます。

まず、考え方でございますが、下のフロー図を見ていただきたいと思います。現「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」は、新潟市消費生活条例の 2 条に掲げられた基本理念がございますので、この理念の下、消費者の権利を保護するということで第 7 条の規定に基づいて策定される計画であるということを明記させていただきました。

さらに、一次改定計画は、平成 30 年までの 4 年間となっておりますので、今回は全面改定ではなくて、基本的には、現一次改定計画を踏襲し、その後の消費者を取り巻く状況の変化を踏まえて、課題や施策を見直すことを考えております。

社会情勢の変化といたしましては、先ほど委員長からもお話がありました。成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる民法改正はもうすでに成立しておりますし、2022 年から施行されるということ。さらに、先ほど少し説明させていただきましたスマートフォン等の急

速な普及、ネットショッピングや電子マネーを用いた決済の拡大などが挙げられるかなと思っております。

第1章に、当初作成した20年から26年までの当初計画を書き込んでおりましたが、今回は第1章に「計画策定の背景と経緯」ということで、当初計画、一次改定計画、それから消費者教育推進計画、そういったものの経緯をまとめて記載することとしまして、第2章で「消費者を取り巻く状況の変化」ということで、今回は第1章から第6章までの章立てとさせていただいたところでございます。資料5-1の裏側にその章立ての、ここにこんなものを書きたいということ、記載のポイントとして書かせていただきました。

こんな形で、改定計画を考えているところでございます。私からは以上でございます。

(澤田委員長)

ただ今説明いただきました議事(5)についてのうち、①「二次改定の考え方について」につきまして、事前にお送りいただいた資料では、考え方や章立てについて、委員の皆さまのご意見を伺いたいということでしたが、何かご質問、あるいはご意見はございませんでしょうか。

(沢井委員)

今回の改定については、先ほど委員長からお話されたように、成人年齢が20歳から18歳になるというところが、1つの大きなポイントになるのではないかと考えています。当然、契約事について、もうすでに親の承諾なしに利用することができる等々、やはり、当然その辺危惧しなければならないだろうなど、排除せねばならないだろうなというところがあります。同様に、この機会に、そういった部分、当然懸念されるような問題点があれば、事前に何か資料というようなことで頂戴できますでしょうか。

(事務局・小柳所長)

今回配らせていただいた資料の中に消費者教育の部分で、後ほど説明をさせていただこうかと思っていたのですが、参考資料2-2で、『社会への扉』というのを高校生向けにということで消費者庁も考えているようでして、予定とすれば、これらのものを後ほど参考資料として説明をさせていただこうかなと思っておりました。

(沢井委員)

ありがとうございました。

(澤田委員長)

他に、ご意見や質問はいかがでしょうか。特にないようでしたら、次に移りたいと思います。

次に、議事の(5)についてのうち②「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推

進計画（二次改定）（素案）」について、事務局からご説明をお願いします。

（事務局・小柳所長）

それでは、「資料5-2」でございます。お手元にご準備いただけますでしょうか。

これは、今ほど説明をさせていただきました資料5-1の考え方で作成いたしました。こちらは計画の素案であり、たたき台としていただくものでございます。事務局素案と考えていただければと思います。先ほど、考え方の中で説明をさせていただきました、成年年齢の20歳から18歳までに引き下げるといふ民法の改正の成立とか、あとはスマートフォンとか、あと、ネットショッピング、電子マネー、こういったものを踏まえて、追記する部分を見にくいかもしれませんが、赤字で、さらにアンダーラインを引かせていただきました。それから、削除したほうがいいかなと思われる部分は取り消し線ということで消してございます。そのような形でご覧いただければと思います。

それでは、順次説明をさせていただきます。

目次でございますが、目次は先ほど考え方の中で説明した章立てとして、こちらの赤字にしているところが少し加えて、訂正をさせていただいた部分でございます。なお、資料編につきましては、今後皆さんから、審議を進めていく中で、こんなものを入れたらいいとか、いろいろなご意見をいただきながら、資料を作成していきたいと思っております。

まず、1ページ目ですが、先ほどもお話をさせていただきましたように、計画策定の経緯ということで、一次改定の経緯、それから、消費者教育推進計画を策定した経緯、それらを書かせていただいております。

1枚捲っていただきまして、2ページ目は、特に、書き入れはしておりません。皆さんでご意見をいただければと思います。なお、(5)として、今、消費者庁が取り組んでおります、エシカル消費、それから食品ロスへの関心の高まりという部分を少し記載させていただきました。

さらに、3ページ目の下段ですが、表題の2として、「近年の消費者行動・意識の特徴」という部分でございますが、前回の改定の際には、『消費者白書』、消費者庁ができてすぐにこういった白書が報告されるようになりましたので、この白書を使って消費者意識とかそういう把握をしていたのですが、1枚捲ってもらって4ページに消費者庁、それから、内閣府がそれぞれ、「消費者意識調査」、「消費者行政の推進に関する世論調査」をやっておりますので、こちらのデータを少し引用させていただきました。

さらに(5)としてあったところを(3)に直させていただいて、「被害や不安の相談相手」ということで、一番身近な相談相手の部分については、私どもで、今年度予定しております「市政世論調査」の中に、関心のある消費者問題とか、被害の不安を誰に相談したかという項目を入れてありますので、これらの結果が出次第、こちらに記載をさせていただきたいと思っております。项目的には10項目ほどあります。7月の中旬から8月の頭にかけて調査を実施予定としておりまして、8月の末、9月ごろには何らかの結果が集計されると聞いておりますので、それらを踏まえて次回の審議会には報告をさせていただきます。

たいと思っております。

5 ページ目の一番下段です。先ほどの成年年齢の引き下げの部分をごこの一番下段に書き込ませていただきました。

さらに、6 ページ目では、消費者契約法の改正。それから、国の地方消費者行政の支援の部分も少し書き加えをさせていただいております。

それから、私どもの条例の改定、計画の改定についても少し補足をさせていただいております。

7 ページの最後部に、「一次改定計画の取組状況と評価」ということで、こちらに少し記載をさせていただこうと思っておりますが、こちらは、事前にお配りさせていただいております「別添資料」等を使いまして、後ほど説明をさせていただきます。内容的には、9 ページ目以降ですが、「計画の基本的な視点」、それから「計画の期間」、さらには「計画の課題と施策の体系」です。11 ページ以降になりますが、15 ページ「消費者教育の推進」のところから成年年齢引き下げに関する部分を入れました。

さらに、少し捲っていただいて、18 ページになります。「消費者被害の防止・救済」というところで消費者契約法の改正の部分をご少し書き込ませていただきました。

さらに先へ進んで、24 ページになります。こちらには「環境にやさしい消費生活の推進」ということで、エシカル消費と食品ロスの部分を少し書き込ませていただいております。24、25 ページになります。

それでは、次に、別添資料をご覧くださいませでしょうか。別添資料は、先ほどお話をさせていただいた計画の 23 ページに書いてございました一次改定の際に、「重点的施策と取組」ということで書かせていただいたものでございます。こちらを、私どもなりに現状の取組状況と評価ということで、こちら赤字のアンダーラインを引かせていただいております。

例えば、取組 1 として、消費者教育の推進ということでは、このような形で、施策 5 について取り組んでいきますということを書かせていただいております、項目として「ライフステージに応じた学ぶべき内容と体系化（教育プログラム）を策定します」ということで、目標値が「平成 30 年プログラム策定」ということになっております。現行、その消費者教育に取り組んでいる状況は、以下、記載されているとおりでございます。法律が施行されて私どもも消費者教育推進計画が重要課題ということで、平成 28 年度、従来の推進計画を、ナカテン（・）付きの「消費者教育推進計画」ということで改定をさせていただいております。その際に、「推進計画の課題Ⅱ」を（消費者教育推進計画）ということでご、かっこ書きで入れさせていただきます。

さらに、29 年度には私どものライフステージに応じたプログラムづくりに向けて、庁内の関係課に集まっております、研修会なども開催しております。できれば、今年度中に各課が実施しています各事業を新潟市ではどんな取り組みになっているか、どんな年代に向けたものがあるかということを一覧表にした体系化、見える化と言いますか、そういったものを作らせていただきたいと思いますと思っております。

また、これも以前に報告させていただいたと思いますが、平成 28 年度から市内の全小中学校、小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象に消費者教育の啓発用の冊子を配布させていただいたりしております。本市では、従来から子ども消費者学習とか、市民向け講座もやってきたのですけれども、今年度策定の消費者の年齢に応じた学ぶべき内容と体系化（教育プログラム）の策定を踏まえ、引き続き、「教育委員会をはじめとした様々な団体などと情報共有をし、連携を図りながら消費者教育の推進を図る必要があります」とさせていただきました。

さらに、取組 2 としましては、高齢者向けの情報伝達ということで、出前講座といったものなのですが、取組 2 としては、私どものセンターが発行しております『ゆうゆう通信』の部数を拡大しますとお話させていただいたところです。それから、もう 1 つは、最新情報を発信するポータルサイトを作りたいということでお話をさせていただいたのですが、『ゆうゆう通信』は、年 4 回、発行部数は 1,200 部ほど作っております、そのうちの平成 29 年度を見ますと、地域包括支援センターとか居宅介護支援事業者など、高齢者を見守る関連施設には 452 部ほど配布しております。また、新潟市のホームページが、昨年、全項目更新されましたので、それに合わせて、私どものホームページもいくらかは見やすくなったかなと思うのですが、できるだけ素早く更新をするようにということでは心がけています。しかし、ここで、目標値としておりましたポータルサイトの作成までには、今のところ至っておらないのが実態でございます。

評価といたしましては、高齢者が巻き込まれるといったトラブルは絶えない状況になっていますが、出前講座などを実施しながら、被害の防止に努めていますということと、今、若者を中心にスマートフォンの普及、若者だけではないのですが、いろいろな消費活動の中で、いろいろな用途でスマートフォン等々が使われているということで、これらのトラブルも多様化・複雑化していますので、データの更新は少し大変なのですけれども、いろいろなメディアの活用を考えていきたいというふうに結ばせていただいております。

さらに、取組 3 といたしましては、地域が一体となった高齢者の見守りネットワークを作りますということで、その中で目標値としては、どういうあり方がいいのかという、あり方の方向性を明確にしますということだったのですが、これについては消費者庁が、その後、消費者安全確保地域協議会を設置することができるということで、消費者安全法の改正がなされました。さらに、29 年、昨年ですが、新潟県で「新潟未来プラン」が策定されました。こちらでは、36 年度までに県内 30 市町村全部に安全確保地域協議会を設置するという事とも言われております。私どもとしましては、地元に出向きまして地域が一体となった取り組み、持続的可能なものを検討してきたところでございます。本年度、協議会設置のモデル事業にならないかということいろいろ地域に出て行きまして、見守りを担う方々と顔の見える関係を築きながら、ネットワーク構築の必要性の周知と課題を洗い出すことにしております。今、地域包括支援センターの活動の中で、具体的には 2 カ所ほど声掛けをいただいているところでございます。そういった中で、消費者安全確保地域協議会の設置について、もう少し検討する必要がありますということで、いずれ市としても

立ち上げなければならないという認識が固まったところでございます。

そこで、先ほどの、資料5-2の7ページをお開きいただけますでしょうか。こちらに一次改定計画の「重点課題の目標」として挙げた現状と目標値、さらに取組状況と評価ということで、一応、取組状況については、今、プログラムの策定に向け、準備中ということで、一応、「達成（進行中）」と書かせていただきました。また、取組状況の『ゆうゆう通信』等の発行につきましては、一応、1,200部のうち452部をこういった高齢者関連施設に配布しておりますということで、一応「達成」とさせていただきますし、ポータルサイトは未策定ですので、「未達成」としたところでございます。

さらに、取組3の「方向性の明確」については、今、検討して設置に向かっておりますので、「達成」ということで一応の評価をさせていただきたいということでございます。

なお、この計画の27ページ以降ですが、こちらのほうに二次改定計画の中で、重点的な取り組みとしてどうするのかということになりますので、今、一次改定計画で掲げた3つの重点施策につきましても、それぞれが重要課題だと考えておりますので、二次改定にあたっては、現状を踏まえて重点施策として取り上げていきたいと考えております。

それから、28ページになりますが、目標値としては、それぞれの課題についてIからVIまでの課題がございますので、取組と現状値と目標値という形で取り上げていきたいと思っております。この辺は、私どもセンターだけでは目標値を設定できないものですから、今後、実際に事業をやっている各課と擦り合わせながら、ここに入れてきたいと思っております。現在、提案ができなくて大変申し訳ないのですが、ご承知おきいただければと思います。

少し説明が長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

(澤田委員長)

ただ今、ご説明いただきました②の「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画（二次改定の素案）」につきまして、こちらについても事前に送付いただきました資料には「組み立て方」や「記載内容」等について、委員の皆さまのご意見を伺いたいということでしたが、何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

(阿部恵子委員)

この別添資料の5ページですが、この地域包括支援センターについて、これは私の認識不足かもしれませんが、新潟市で各区にあるのですか。それと、数としてどのぐらいあるものなのか、先駆的な取り組みを行っている地域包括支援センターが、果たして全体の中にどの程度あるのかを、もし分かれば教えてください。

(事務局・小柳所長)

私どもが承知している地域包括支援センターは市内に27ございます。8区ありますので、区に数カ所、一般的には中学校単位に設置されていると聞いておりますが、私が把握しているところでは、これから数は増やすと聞いています。市から委託された事業者であ

ると聞いております。

それから、先駆的な部分というのは、私どもに出前講座という形で出てきてほしいというところがございまして、お話を聞きますと、地域包括支援センターを中心にして見守りの、いわゆるネットワーク的なものを地域包括支援センター独自で作っていらっしゃるところが幾つかあると聞いておりまして、それを活用できないか、どんな形態でそのネットワークを作っているのかを、私どもが聞きながら、私どもが入ったときに「活用」という言葉がいいかどうか分かりませんが、ご一緒になってできないかというようなことも含めて、少しお話をさせていただき、情報交換をさせてもらっております。

(阿部恵子委員)

この資料を見ると、その出前講座の中に確かに地域包括支援センターが何か所か出ています。そういったところを特に先駆的な取り組みをしている地域包括支援センターとして取り上げて、情報交換の相手先と判断されているということですね。分かりました。

(澤田委員長)

他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(平山委員)

こちらは、エシカル消費ということで書かれているかと思いますが、一般の方はあまりよく分からないと思うので、もう少し分かりやすい説明がよいかと思います。例えば、産地消も含まれますし、海をきれいにするためにやっている商品を買うとか、具体的に分かりやすい説明の配慮があったほうがいいかなと思いました。

あと、「持続可能な開発目標 (SDGs)」でも海を守るとかというところにも結びつけられて、今、いろいろ説明もされていますので、その辺をやっていただければと思います。

出前授業なのですけれども、資料では 26 年度で 45 回開催され、29 年度は 21 回と減っているのですけれども、その辺が気になるのですけれども、今後はどのような展開にされるのか教えてください。

(事務局・小柳所長)

エシカル消費については、その通りだと思っているのですが、エシカル消費という言葉が使われ始めたのが、ここ 1～2 年ですよね。それで、俗にいう食品ロスとかフェアトレードとかいろいろな環境問題とかも含めて、「倫理的消費」と、もっと分かりづらい言葉を、消費者庁は使っているのですが、「倫理的消費」というのは、どちらかというに使わないで、エシカルという言葉で使っているようなのです。5 月の消費者月間のときに、市報を使って、私どもも「持続可能な開発目標 (SDGs)」について PR させてもらったのですが、なかなか言葉では表すのは難しいなというのが、実感でございます。その辺は、できるだけ分かりやすい言葉で記載をさせていただきたいと思っております。

それから、子ども消費者学習、なぜ減ってくるかというのは、実は、私どもも非常に予算が厳しい中で、従来は、小学校5年生、6年生を対象に食品に含まれる糖分と、それから着色料。要は、いろいろな生物だとか、植物だとかを原料とする着色料と、人工着色料の成分を分析することで食品をどう選ぶか、それから、食品表示をどう見るか。そこから賢い消費者になってほしいということで、自分が商品を選ばなければ、言葉は悪いですけども、潰れていく、淘汰されていくということで、それは消費者の役目でもあるのですよと、小学生時代から教えています。今は、6年生にしか対象を広げていません。そうすると、学校も授業内容に合っていれば、私どもに申し込んでくれるのですが、少し忙しいのか、申し込みが少しずつ、少しずつ減ってきているのが実態でございます。PRはしているつもりなのですが、そんな事情でございます。

(澤田委員長)

エシカル消費って、いろいろな作りがありますよね。省エネの家電とか、あるいは、加工にあまり二酸化炭素を出さないものとか、いろいろなものがあると思うので、これは一言で言い表すのは難しいですね。いろいろなものに配慮したものを商品化、余計、訳が分からなくなりましたね。知恵を絞っていただきたいなと思います。

他にございませんでしょうか。

(江花委員)

さっきのエシカルの話なのですが、どの地域だったかは忘れてしまいましたけど、最初、「エシカル」の意味が分かりにくいということで、「思いやり消費」とか、そういう言葉を使い始めたらしいのですが、結局、「エシカル」に戻ったということを知っています。色々な呼び方をしていたけれど、1つの呼び方に統一したほうがいいだろうということで、「エシカル」に統一したそうです。

で、「エシカル」もたぶんこれから浸透してくるのではないかとはいえます。例えば、「エコ」という用語は、今は結構浸透していると思うのですが、最初から浸透していたわけではなかったようですし。それは置いておいて。

資料5-2の二次改定素案について、教えて下さい。従前の一次改定計画での重点目標は7ページに書いてある3つの取り組みであり、これを二次改定によって、27ページに書いてあるものに変えて行くという理解でよかったですでしょうか。

(事務局・小柳所長)

一次改定計画があったわけで、施策として重点的に取り組むことを掲げたものですから、その一応総括というか、評価をした上で、二次改定計画の中で、さらにどうするか。それから、重点的な取り組みとして何に取り組むのかを考えていこうと思いましたが、7ページで、一次改定計画に対する評価を書かせていただいたものでございます。

(江花委員)

やはり、施策ができていくかという振り返りが非常に大事だと思っております。今回、二次改定で、この 27 ページに書いてある 3 つの施策を重点目標に掲げて、これを数年後に、また検証していくということになると思うので、施策を具体的に示したほうが良いと思います。例えば、一次改定のときに達成できなかった施策として、ポータルサイトの設置というのがありました。今回の二次改定では、27 ページの(2) 取組 2 のところがこれに対応するのだと思うのですが、ここにポータルサイトを作成するというを具体的にうたったほうが、3 年後、5 年後の検証のときに明確に見直せるのではないかなと思われました。それが 1 点です。

あと、この 27 ページ以下に書いてある重点目標のうち、(1) の消費者教育の関係なのですが、成年年齢の引き下げに伴う若年者向けの消費者教育が重要であるということで、「弁護士や消費者団体などの専門家の知恵を借りながら、実効性のある教育のあり方を検討していきます。また、教育委員会や消費者団体と連携してリーダーの育成を図り、その活動を支援します」と書いてあるのですが、具体的にこういった目標や成果を目指しているのかを書いたほうが、やはりこれを数年後に振り返るときに検証がしやすいのではないかなと思われました。

先ほど平山委員からもご指摘がありました。別添資料の 3 ページ目に出前講座の内訳がありますが、これを拝見しますと、若者向けの回数が少なめなのかなと思います。もともと高齢者向けを想定した出前講座かもしれない。

そこで、市として、今後、消費者教育に出前授業という形で積極的に取り組んでいられるのか、あるいは、この別添資料 2 ページの辺りに記載されている体系化の策定といった施策の構築や啓発を重視していくのか。理念に対してはもちろん異義がないのですが、もし具体化しているものがあれば盛り込まれたらよろしいのではないかなと思われました。

(事務局：小柳所長)

貴重なご意見として伺わせていただきます。現状の中で少しだけお話をさせていただくと、これも後ほど参考資料でお話をさせていただこうかと思ったのですが、消費者教育基本計画が改定をされておまして、国の重点施策として、消費生活センターの重要性が言われていて、消費生活センターが中心になりなさいということを国は言っています。その中で、私どもの相談員の中に小中高を対象にして、出前講座に耐えられるような相談員を育てようということで、国民生活センターの研修に参加させていただいておるところです。ただ現段階では、江花委員がご指摘のような具体策というところまでは思い付かないというか、そこまで踏み込めていないものですから、ここには書き込んでいないのが実態です。これから検討させていただきたいと思っております。

(江花委員)

この推進計画の策定は、確か今年度の末ぐらいでしたでしょうか。それまでまだ時間が

ありますし、具体化する部分があれば、盛り込んでいただければいいのかなと思いました。

あと、その基本方針の関係の絡みで申し上げますと、また後ほど説明があるのかもしれませんが、資料の2-1だと思うのですが、今年3月に改定された基本方針ですけれども、これを踏まえて、すこしコメントさせていただければと思います。

1つ目が、今、消費者教育を進めていく上で、「消費者市民社会」という言葉が、キーワードになっているのかなと思います。この基本方針の概要の左側の1のところの緑の枠の最後の矢印があって、ここに消費者市民社会の形成に参画と書いてあります。資料5-2の中に推進計画があるのですが、この中で、私がザーッと見たところ、消費者市民社会という言葉が出てきていないのかなと思いました。消費者教育の推進にあたって、必要な言葉なのかなと思います。言葉を入れればいいというわけでは、もちろんないのですが、先ほど平山委員からもお話がありました。例えば、エシカル消費、食品ロスの関係は消費者市民に関係する話でもあろうかと思いますが、あと、例えば、今、所長からもお話がありました。泣き寝入りせずに自分の力で行動して、それがいい社会を形成していくんだと。あるいは、被害に遭ったら泣き寝入りせずにセンターに相談するんだと、そういう考え方が、被害に遭いにくい消費者を育てることにもなりますので、そういった内容もここに盛り込んでいただくといいのかなと思います。恐らくほかの市町村で盛り込んでいるのではないかという気もしておりますので、見ていただいて、参考にさせていただいてもいいのかなと思いました。

もう1つが、この基本方針の右下にある消費者教育コーディネーターに関するものです。基本方針の右下を見ると16都道府県9政令市で設置済みと書いてあります。成年年齢引き下げに伴って今年の2月だったかと思いますが、消費者庁、法務省、文部科学省等々の4省庁による若年者向けのアクションプログラムというのが開始されて、その中で、このコーディネーターを設置するということが重点目標の1つになっていたかと思います。まずは、県なのかなという気はするのですが、新潟市はやはり政令指定都市で大きい自治体ですので、このコーディネーターの設置というのを、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。予算の関係とかいろいろあるのかもしれませんが、やはりこれを設置するインパクトというのはあるのではないかと思います。外部人材の登用などの話もあったと思いますが、センターの相談員と学校をつなぐことも、外部人材の登用に繋がります。コーディネーターがいると、つなぎやすくなるのかなと思いました。以上です。

(事務局：小柳所長)

消費者教育コーディネーターについては、学校教育の部分で、県さんが非常に権限をお持ちと認識しています。義務教育の部分とかいろいろなところで先生を割愛するとか、定年退職された先生を活用するというので、幾つかの県レベルでコーディネーターを置いている話は伺っております。市レベルでは、これからまた調査しながらになりますが、今は教員の人事権が市に降りてきていますので、私どもの内部の中でもできるのか、できないのかも含めて参考にさせていただきたいと思っております。

(沢井委員)

先ほど質問をさせていただきました民法の成人年齢の引き下げということで、一旦は、後ほど説明があるということで取り下げさせていただいたのですが、こちらの資料5-2の15ページ、「課題Ⅱ」の中で、今回の成年年齢引き下げに関することを重点事項ということで掲げていらっしゃる。さらに、それが27ページの第5章の中で重点施策としてやってまいりますということなのですが、具体策として盛り込まれているかなと思って、先ほどから探しているのですが、何か先ほどの参考資料の中の『社会への扉』等の配布というものの他に、何かやられることはおありなのでしょうか。

(事務局：小柳所長)

少し言い訳になるかもしれませんが、私の方で、参考資料2-1・2・3を先に説明すればよかったのですが、ここで参考資料を説明させていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、前後して大変申し訳ないのですが、参考資料をお開きいただきください。消費者教育の右側の上に「参考資料2-1」と書いてあるものです。カラー刷りの横サイズになっているもので、見出しに「参考資料2-1」と書いてあるものです。

一番上のところに当面の重点事項ということで、若者の消費者教育、それから、消費者の特性に配慮した体系的消費者教育の推進とか、高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進ということがうたわれております。これは、いわゆる消費者教育の基本方針と言われるものでして、これが30年から34年の5年間の計画として作られたものでございます。先ほど江花委員からありました消費者の自立支援、さらには右側には、消費者教育コーディネーターの育成・配置の促進に取り組むということで、赤枠で囲われてございます。

さらに、次の参考資料2-2ですが、こちらは『社会への扉』ということで、現物は用意していなかったのですが、概要版を用意させていただきました。高校生向けに消費者庁が作った啓発冊子ですが、徳島県下の全高校生の教材資料として使われたということで、消費者庁は、都道府県を通じて全国の高校に配って、消費者教育を進めていくと聞いております。その中で、成年年齢が18に引き下げられたときにどうするかという対応もしているかと聞いております。内容については、割愛させていただきます。

さらに、参考資料2-3では、「消費者契約法の一部改正」ということで、取消しうる不当な勧誘行為について、成年年齢に達していなければいわゆる未成年者取消しができるはずなのですが、いろいろな形で取消しうる不当な勧誘行為を追加しましたということで5項目ほど挙がっておりますし、無効となる不当な契約条項や、さらには事業者の努力義務というのが今回の消費者契約法の中で改正されたところでございます。

それから、今日は資料として用意していなかったのですが、これも先ほど江花委員からお話いただいた、成年年齢の引き下げを前提として、今年の2月20日に若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議というのが開かれまして、その中で、若

年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムというのが作られています。2018年、今年から2020年の3年間を集中強化期間として若者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムを作ったので、それに基づいて実施していきますということで、基本的には高等学校を中心にして、消費者教育を推進しますということです。

私ども新潟市はどうなっているかという話になりますと、高校教育については、今は、県さんが力を入れていまして、従来から、新潟県独自の『Caution! (コーション)』という啓発冊子をお持ちになっていて、それらを使ったりしながら、弁護士会さんが確か入っておられたかと思うのですが、あと、金融広報委員会等々で重点的に出前講座等をやられているということです。私どもの事業としては、大学は1校から1単位をいただき出前講座に出向いているほか、中学校、小学校については、子ども消費者学習だけではなくて、直接こういう授業をやりたい、こういう内容で話をしてくれないかということで特別な出前講座みたいな形で何校か、要望に応じた出前講座をやらせてもらっています。その中で学校の要望に応じて相談員と事務方で説明をさせていただく機会は年に何回かございます。市立高校もあるのですが、私どもに要望がないので、行っていないのが実態でございます。

(沢井委員)

主観ですけれども、やはり重点項目という形で挙げていただいている上からすると、これはオンデマンドで構わないとは思いますが、そういった対応もされるという準備があるのであれば、お書きになられたほうがよろしいのではないかという感想を持ちました。ありがとうございました。

(阿部浩美委員)

先ほどから出ております一次改定計画の重点課題の目標のところの目標値というところに、例えば、取組2の中で消費生活センター発行情報誌『ゆうゆう通信』というのが出てきています。この発行部数の拡大が目標ということになっているのですが、この『ゆうゆう通信』というものの内容というのはどういうものなのでしょうか。

(事務局：小柳所長)

今、実物がありますのでお持ちしたいと思います。『ゆうゆう通信』は当センターの季刊誌として年4回発行してきました。今年から、事業費の捻出が非常に厳しくて年3回程度の予定にさせていただきます。

この他にも消費者庁、それから、国民生活センターから出ています『見守り新鮮情報』とか、最新の話題になっているものについては、地域包括支援センター等々にメールでこちらから配信をするという形で、少し力を入れたりしています。印刷物はどうしても作って配布、その配布先が限られるため、お年寄りに直接届くわけではなくて、そこに見守りをしている方々にこんなものが今話題になっていますというところを届ける取り組みとなっています。

(阿部浩美委員)

今、正に本当にお答えいただいた、その一番見てもらいたい人のところに本当に届いているかというところまでがやっぱり大事なんじゃないのかなという感じがしておりましたので、この目標値というのが、これでいいのかというのもありました。そして、変な話、本気度と言いますか、本当に被害をなくすということを考えると、一番被害に遭いそうな人達に、本当に危ないんだよという感じを分かっていたらいいかなというところまで、多分持っていないと厳しいのかなあ。こういう印刷物はまず読まないとか、インターネットみたいなものがあったとしても、そういうのは扱わないとやってなると、よく高齢者のところでは敬老会なんかで寸劇などをしているいろいろ伝えたいことを伝えると理解してもらえるとかって、そういうこともあったりします。それから、例えば、電話なんかでは、合い言葉を決めましようとかいうテレビのコマーシャルなんかもありますね。あんな形で、目に見えて「あー、そうなのか」と、自分が納得できるような、そういうものが高齢者向けには何かほしいなど。こういう印刷物だけでなく、何かそういうものが欲しいなという感じがしてこの資料を見ておりました。

それと、もう1点。若年層に対しての消費者教育というところで、新潟市は小中学校の全てに地域教育コーディネーターがおります。地域教育コーディネーターは、児童生徒に必要な教育について、いつも考えている人達だと思うのです。実は、私も地元の中学校の地域教育コーディネーターをしておりますけれども、そういう組織のところに、消費者教育ってとっても大事なことでこれはぜひ広めたい、理解を深めてもらわなければならないということをちゃんと分かってもらって、それで、その先、専門家の人達に繋がるどころ、あるいは、消費者センターに繋がるどころが、こんなところがちゃんとありますよというのを、みんなに分かってもらえると、新潟市は、小中学校はかなり浸透するんじゃないかなと思います。その先、さっき話が出ていました高校についてはよく分かりませんが、そんなふうな感じがしておりましたので、是非そこを生かすのが、新潟市はいいのではないかなという気もしていますので、何か1つ言葉が出てきてもいいかなと思いました。

(事務局：小柳所長)

ありがとうございます。地域教育コーディネーターがいらっしゃることは十分承知しておりましたので、その辺もまた少し考えていきたいと思っております。

それから、『ゆうゆう通信』については、確かに私ども、一次改定計画の中の目標値として設定したので、現状はこうですということを把握していただいた上で、一次改定計画の評価としてどう評価するか。二次改定計画については、これは今、目標値には、現段階では挙げておらないのですが、今後どうするかは、まず私どもで考えていきたいと思っております。別な方法があるのかも含めて考えていきたいと思っております。

(澤田委員長)

他にご意見、ご質問はいかがでしょうか。

(酒井委員)

今、若年者層に対する消費者教育という話が出ていたのですけれども、改定前の一次改定計画の施策6というところに「消費者教育の支援者の育成 ①教職員を対象に研修会等を開催し、学校における消費者教育を推進します」という記載があるのですけれども、これまで教職員とかに対する研修会等というのは行われたりはされているのでしょうか。

(事務局：小柳所長)

私がここに着任してから5年になるのですが、今までは少しそういった形で、直接私どもが出向いてということにはなかったかなと思います。

(酒井委員)

やはり、小中高校生や学生に対しては教職員というのが身近な存在ですので、消費者教育を実際に教職員の方が、積極的に行うことができるようになるというのは、非常に必要なかなと私は思っています。重点的な取り組みと施策というところでも、「消費者教育の機会や充実」というところもありますので、教職員に対する研修等というものも、もしできるようだったら一言入れていただくような形にするといいのではないかなという感想を持ちました。

(事務局：小柳所長)

教育委員会の所管課とも、その辺はこれから協議させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(澤田委員長)

他にいかがでしょうか。

(江花委員)

地域教育コーディネーターっていうのはどういう方でしょうか。私、知らないので教えてもらってもいいですか。

(阿部浩美委員)

学校に1人か2人、必ずおまして、子どもたちの教育を学校だけでなく、地域の皆さんとか外部の先生を呼んできて、みんなで子どもを育てましょうという、新潟市の教育の考え方というところから各学校に必ず配置されております。その人達は、先生方だったり、学校の考え方によって、子どもにこういう教育をさせたいなど。その時に専門家の知識や技術や知恵が必要だというときには、そういう人をどなたか呼んで来てくださいますと。そう

いうことにできるだけ応えていくようなことをしています。

(江花委員)

その担い手はその地域のPTAになるわけですか。コーディネーターになる人は。

(阿部浩美委員)

いや、PTAとは限らないと思います。市が委嘱しています。非常勤職員になります。学校長が選びます。

(江花委員)

例えば、ここだったら新潟小とかですか。だけど、新潟小の人とは限らないみたいなことなんですか。

(事務局・日根課長)

そうです。ほとんど学校区域の中から選ばれてきた方です。

(阿部浩美委員)

大体は校区内の人ですけれども、学区外の人がコーディネーターになっていることもあります。

(江花委員)

さっき私もコーディネーターについて意見を出したのですが、予算を付けての専門の消費者教育コーディネーターが就けられないようであれば、既存のコーディネーターを活用していただくのは本当に私も大賛成です。

あと、話が変わるのですが、参考資料1で配布されている内容は、私はすごく大事だと思っています。それは、29年度、昨年度の結果が書いてあって、事業に対する検証の役割になっているのかなと思います。参考資料で言いますと、資料5-2の18ページの施策9の(2)で「消費者契約の適性化」というのがあって、市の条例に基づいて、調査や勧告を行ったり、事業者名を公表するなど、市に強い権限が与えられていて、悪質業者を排除する上では重要な機能、役割だと思うのですが、この参考資料1によると、該当事例はなしと書かれています。おそらく、この種の処分をするというのは、市にとってもすごく大変だと思いますし、判断にも迷われることもあると思いますし、予算や人員をそこに割くというのも大変だということは重々承知しているのですが、やっぱりこういった条例に基づく事業者への調査・勧告・公表というのは、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。また、現状、例えば、人員や予算がないというのであれば、予算を付けると、市の人に言ってもしょうがないのですが、まずそういう体制の整備から必要だということであれば、やっぱりそういう整備作りも検討していただく必要があるのではないかなと

思いました。何でもかんでも全部やってくださいというのは大変だというのは分かっているのですが、重要な機能の1つなのかなと思いました。

(事務局：小柳所長)

江花委員のご指摘のとおりなのですが、条例にもありますし、従来のことを少しお話させていただくと、例えば、景品表示法とかもろもろのことについては、私どもというよりは県さんに権限があったということです。ただ、景品表示法の関係につきましては、昨年の4月から権限移譲ということで一部事務が移管されています。私どもがその権限を持っているものについては、新潟市内に事業所があってということで、他に事業所があると、県さんだったり国だったりということになります。今は、どちらかという、全国的な部分が多いので国が割と大きな権限をまだ持っていて、そうすると、国さんがお持ちになっている。消費者庁だけではなくて、関東財務局、経済産業省関東経済局とかいろいろな形で権限を持っておられますので、そちらでやってもらっているというのが実態です。多くの場合は、やはり県さんにやってもらって、私どもに権限があれば、県さんと協力関係を作りながらやらせていただくという形です。実態はそのような形になっています。

(江花委員)

こちらも執行は県ですかね。たぶん市のセンターに一番情報が集まると思うので、是非市から県に情報提供をして執行してもらいたいと思います。

(事務局：小柳所長)

報告が遅くなって大変申し訳ありません。先ほど参考資料の関係で伊藤委員からお話をいただいた件なのですが、1ページ目の食肉検査所の放射性物質等の検査は国の基準外ということで、県さんも、29年でもう廃止をしているということで、放射性物質の検査は私ども市はやっていないそうです。

上から4段目「親子で学ぶお肉教室の実施」という部分については、共同開催していた食育・花育センターが指定管理者制度を導入したということで共同開催が困難になったということで、こちら事業を廃止したということで確認を取らせていただきました。よろしかったでしょうか。

(伊藤委員)

はい、ありがとうございます。

(澤田委員長)

他にいかがでしょうか。僕から、1-5-2ですけれども、8ページに未達成というのが1つだけあって、それがポータルサイトの作成ということなのですが、今は市の、いわば間借りをしているという形です。ポータルサイト、これをここのセンターの職員の方に、

「あなたが作れ」というのは、これはたぶん無理で、業者に依頼するのが普通ですね。予算がないからと言われれば、それはもうしょうがないのですけれども、もし業者に依頼して作成するというのであれば、ぜひ楽しいものにしてください。大学のはつまらないです。全然つまらない。僕の仕事柄、公正取引委員会のページをよく見るのですけれども、これは楽しい、結構。右のバナーが楽しいです。余談ですけれども、それに、アニメがあったり、あるいはクイズ形式で、丸でしょうか、バツでしょうかみたいなものがあったり、ビデオも日本語版と英語版があったりします。英語版は恐らくあまり必要ないのかなと思うのですが、契約は恐らくプロポーザル方式で共通入札をしてもらうとすれば、たぶん2～3カ月あればできるのではないかと思います、その予定はないですか。

(事務局：小柳所長)

委員長が先ほどお話された予算の部分もございまして、なかなか新規で認めていただけないのが実態でございます。ただ、市も、例えば、SNS、Twitter とかいろいろな形で方法はあるかと思えますし、ポータルサイトだけではなくて、いろいろなことも検討はしていかなければならないと思っています。特に、先ほども『ゆうゆう通信』でもありましたように、若い人にとっては、ペーパーはもう見ないという時代になっていますので、どうやったらそういったものに関心を持ってもらえるかだと思います。私が聞くところでは、他の市町村でもいろいろな形で消費生活センターツイトみたいな形を出しているようですが、まだ職員個人の力量にかなりウエイトがあつて、その職員がいなくなると、維持ができなくなってしまったということも幾つかの政令市から聞いておりまして、何が本当にいいのかも含めて、今は結論が出ていないところでございます。これが実態だということでお話をさせていただきました。ありがとうございます。

(澤田委員長)

18歳から成人になるということですから、18歳になる前に教育しなくちゃならない。それは、大抵は高校生なんですね。高校生16～17歳のときに、1コマ取ってもらうというのは恐らくなかなか難しい。17歳になると、もうそろそろ受験というものがちらちらしてきて、高校生自身にとっても、こっちはそんな話聞いている時間はないんだよみたいなことになりかねないので、自分から見たくなるようなページであればいいのかなと思います。もし実現できれば、次の選挙では、そういうところにお金が付けるような方にぜひ市長になっていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

(阿部恵子委員)

資料2のところを見まして、目次のところで、「特集 子どもの事故防止に向けて」というのがありますね。消費者庁の白書でも、今回、特集で子ども事故防止について取り上げているはずですが、何かこういった、最近、小さな子どもの、いわゆる「ケガ」の事故

ではなくてもいろいろ問題が起きていますけれども、そういうものもこの消費者生活の中の重要なことだと思うのですけれども、何らかの形でそういったものがこの中には計画と言いますか、何か入るといいのではないかと思ったのですけれども。あるいは、全体として、今、県でされるならいいのですけれども、そういった点も1つ取り組まれる方法がないものかなと思いましたので、一言申し上げます。

(澤田委員長)

特にお答えはよろしいですか。

(阿部恵子委員)

はい。

(澤田委員長)

他にいかがでしょうか。

それでは、特にもうないようでしたら次に移りたいと思います。先の説明にもありましたように、計画の二次改定(素案)の7ページ、8ページに次の改定の重点課題の目標の取組状況と評価がされているわけですが、別添資料では、課題の取組状況や評価が詳しく述べられていて、こちらも事前に送付いただいた資料では、取組状況の評価をするにあたり、皆さまのご意見をいただきたいということですが、これについてはもうだいぶご意見をいただいたかと思います。さらにありますでしょうか。特にないようでしたら、次に移りたいと思います。

次に議事(5)の③「審議の進め方について」、事務局からご説明願います。

(事務局：小柳所長)

資料5-3でございます。これからの審議の進め方でございますが、今日が1回目の審議会ということで、先ほど諮問をさせていただいて、答申の取りまとめを1月ぐらいと考えておまして、もう一回、皆さまからいただいた意見等々を取りまとめさせていただいて、中間報告のような形で10月ごろに取りまとめをさせていただきたいと思っています。それを持ちまして、市民へのパブリックコメントの素材にさせていただいて、それらの意見の取りまとめをさせていただいて、皆さまに報告をさせていただいた上で答申をいただくというスケジュールを今、事務局案でございますが、考えているところでございます。以上でございます。

(澤田委員長)

今後の審議会のスケジュールということですが、ただ今のご説明につきまして、何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。

なお、答申がもう31年1月末で期限が切られますので、それまでに反応しなければな

らないのかなと思います。

では、次に議事（6）「計画策定にあたっての参考となる資料について」、事務局からご説明願います。

（事務局：小柳所長）

参考資料は、先ほど審議の中でご説明をさせていただいたので、改めては割愛させていただいてもよろしいでしょうか。

（澤田委員長）

質疑応答の際にご審議いただきました。どうもありがとうございます。

それでは、最後になりますが、議事（7）「その他」ということで、事務局から報告事項か何かありますか。

（事務局：小柳所長）

お手元に先ほど本日の配布物として配らせていただきました、8月7日に開かれます本市の政策アドバイザー阿南久氏のフォーラムについて、8月7日の午後2時から4時半までということで、万代市民会館で開催予定でございます。私が聞いているところでは少し申し込みが少ないとも聞いておりますので、もしお時間が取れる方がございましたら、ぜひご参加をということで。その中で実は、パネリストが4名ほどいらっしゃいますが、その中でも、イオンリテール様から先ほどもいろいろお話がありました、エシカル消費の関係についてもお話をいただくということになっておりますし、あと、食品ロスの関係では子ども食堂、消費者協会さんから、食品ロスの委託事業の話をしていただけるそうですし、中学校の取り組みもお話が出るそうなので、ご参加をいただけたらと思っております。私からは以上でございます。

（澤田委員長）

それでは、本日の審議会の議事はこれで全て終わります。皆さまのご協力で議事進行、無事に終了させていただくことができました。ありがとうございます。それでは進行役を事務局にお返しします。

（事務局：日根課長）

澤田委員長、ありがとうございました。それでは以上をもちまして、本日の新潟市消費生活審議会を終了させていただきます。

（午後 3:32）